



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 伊那谷環境再生研究会
- 3 代表者の氏名
島田洋治
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市桐林2805番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全・復元・再生・創造および環境緑化に関する理念、理論ならびに手法の確立を目指し、そのための調査、研究、実践、啓発、教育活動を伊那谷（南信州）において地域市民に対して行い、人間と自然が共存した健全な郷土、社会を構築することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 こまがね演劇文化創造劇場
- 3 代表者の氏名
坂井宏光
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市上穂南4番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、非営利の市民団体で、地域住民に対して、「演劇」に関する事業を行い、演劇との出会いを通して人と人とのきずなを深め、豊かな文化性を持った地域社会を創造することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田駅前ビルパレオ
上田市天神1-1786-26
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田市
上田市大手1-11-16
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 上田のお城口第二種市街地再開発事業第1-1街区
上田市天神1-1789-2
(変更後) 上田駅前ビルパレオ
上田市天神1-1786-26
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住所
(有)久保田薬局	久保田 礼三	上田市中央1-4-4
宮島栄一		上田市中央1-4-2
(有)北村商店	北村 久文	上田市天神1-7-14
(有)八幡屋百貨店	細野 浩一	上田市中央1-4-2

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住所
(有)久保田薬局	久保田 礼三	上田市中央1-4-4
(有)宮島商事	宮島 栄一	上田市中央1-4-2
(有)北村商店	北村 久文	上田市天神1-7-14
(有)八幡屋百貨店	細野 浩一	上田市中央1-4-2
(有)ハウストン	相磯 和明	上田市国分563-1
三洋精密(株)	多賀谷 和之	小県郡丸子町大字中丸子1771
ファイテン(株)	平田 好宏	京都府京都市中京区烏丸通 錦小路角手洗水町678明治 生命京都錦ビル
(株)ミモト	宮本 幹夫	上田市国分1250-6

- 4 変更した年月日
平成15年12月6日
- 5 届出年月日
平成15年12月25日
- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年1月13日から平成16年5月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年1月13日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ稲荷山ショッピングパーク

千曲市大字稲荷山字治田1332ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等
(変更前)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住 所
(株)ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
(株)リトルウッズ	小林 孝市	須坂市大字塩川641
(株)小森テレネット	小森 繁	東京都渋谷区久我山5-38-15
(有)ヌボー生花店	山崎 明宏	長野市大字北尾張部715-7
宮坂三郎		千曲市大字寂蒔1138-3
(株)プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F
(有)クリーニング町田	町田 成人	長野市松代町松代173

(変更後)

氏名(名称)	代表者の氏名 (法人の場合)	住 所
(株)ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
寺島薬局(株)	寺島 孝雄	茨城県つくば市天久保2-17-5
(株)小森テレネット	小森 繁	東京都渋谷区久我山5-38-15
(有)ヌボー生花店	山崎 明宏	長野市大字北尾張部715-7
宮坂三郎		千曲市大字寂蒔1138-3
(株)プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5-1市ヶ谷大郷ビル6F
(有)クリーニング町田	町田 成人	長野市松代町松代173

4 変更した年月日

平成15年12月4日

5 届出年月日

平成15年12月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成16年1月13日から平成16年5月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催する。

平成16年1月13日

長野県知事 田中康夫

1 日時及び場所

日時 平成16年2月16日(月)

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

2 講習科目及び時間

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 種苗に関する法令 | 2時間 |
| (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |
| (3) 種苗の生産技術に関する事項 | 2時間 |

3 受講手続

(1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)

(2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっ

ては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、千曲市及び須坂市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所)の林務課

(3) 受付期限

平成16年1月30日(金)

(4) 手数料

受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申込書にはつて、消印しないこと。)納付すること。

4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課に行うこと。

森林保全課